



中津市監査委員告示第 4 号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年2月19日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 林 秀 明

# 措置状況報告書

監査の名称：令和2年度 定期監査

課 名：防災危機管理課

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 支出事務について</p> <p>自主防災組織活動事業費補助金について、補助事業活動の実施状況を確認しがたいものが見受けられた。</p> <p>今後は、事業活動実施状況時の写真等を提出させ、実施確認を適正に行うことを求める。</p> <p>(2) 契約事務について</p> <p>契約事務について、契約書への押印漏れ、受注者への変更契約書の交付漏れ等が見受けられた。</p> <p>今後は、適正な契約事務に努められたい。</p>	<p>今回指摘を受けた内容について、課員全員で共有しました。</p> <p>今後は防災講習会等の開催状況がわかる写真等の提出を求め、補助事業実施の確認を適正に行います。</p> <p>今回指摘を受けた契約書への押印、受注者への変更契約書の交付等を行い、指摘内容は課員全員で共有しました。</p> <p>今後は「中津市契約事務マニュアル」についての課内研修を開催し、適正な契約事務を行います。</p>	

# 措置状況報告書

監査の名称：令和2年度 定期監査

課 名：農業委員会事務局

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 支出事務について 農業委員会委員の費用弁償について、上半期分、下半期分として半年分をまとめて支給しているが、各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償は、報酬の額を月額で定めるものについては、各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償条例の規定に基づき、一般職の例により月ごとに支給すると規定されている。支給額に問題はなかったが、今後、規定に則った適正な事務手続きを遵守するよう求める。</p> <p>(2) 契約事務について 農地基本台帳システム機器借上契約書（平成29年5月26日契約、契約期間：平成29年6月1日から平成34年5月31日まで）は地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約として起案決裁されているが、契約書面には、長期継続契約運用要領に規定された事項が定められていなかった。 また、消費税率の改定があった場合には、その都度金額の変更を行なう旨のただし書きがあるが、本契約は、消費税率等に関する経過措置の適用を受けるため、令和元年10月1日以後も引き続き旧税率（8%）が適用されることとなるので、このただし書きは無効である。 以上のことから、契約内容の見直しを求める。</p>	<p>ご指摘のとおり支給方法に誤りがありました。今後は、各規定に従い、新年度4月分より月ごとに支給することとし、適正な事務手続きの遵守に努めます。</p> <p>ご指摘のとおり契約書面の記載内容に誤りがありましたので、長期継続契約運用要領に従い、上記の内容を踏まえ別紙のとおり1月25日付けで変更契約を行いました。今後は関係法令等に基づき、適正な事務手続きの遵守に努めます。</p>	